

田村市災害時避難行動要支援者避難支援プラン

田 村 市

目 次

	頁
第1章 総則	1
1 背景と目的	
2 位置付け	
3 基本方針	
4 用語の定義	
5 対象者の考え方	
6 推進体制	
7 避難情報の種類	
第2章 要支援者の支援体制の整備	4
1 支援体制の整備	
2 市、関係機関・団体及び要支援者自身の役割	
第3章 要支援者情報の把握・共有	6
1 要支援者情報の把握	
2 避難行動要支援者名簿の作成	
3 避難行動要支援者名簿の作成にあたって考慮する事項	
4 避難支援等関係機関・団体への要支援者名簿情報の提供	
5 要支援者名簿の取扱い及び管理	
6 要支援者名簿の更新	
第4章 個別避難計画の作成	7
1 個別避難計画の作成	
2 避難行動要支援者台帳の作成	
3 個別避難計画の取扱い及び管理等	
第5章 情報伝達体制	7
1 避難情報の種類	
2 要支援者への情報伝達	
第6章 避難誘導・安否確認体制	9
1 避難誘導の実施体制	
2 安否確認情報の収集	
第7章 避難所等における支援体制	11
1 避難所における支援対策	
2 福祉避難所	

【様 式】

- 様式1 避難行動要支援者名簿
- 様式2 個別避難計画
- 様式3 個別避難計画変更届
- 様式4 避難行動要支援者台帳

【資 料】

- 資料1 災害時避難行動要支援者避難支援プラン策定の経過
- 資料2 田村市災害時避難行動支援者連絡協議会設置要綱

第1章 総則

1 背景と目的

(1) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災をはじめ、近年の地震、集中豪雨や台風による風水害などの災害においても高齢者や障害者が多数犠牲となっている。このような災害時には、高齢者や障害者など自力で避難することが困難な者（以下「要支援者」という。）に必要な情報が伝わらなかったり、逃げ遅れたりするなど、要支援者を支援するための対策が課題となっている。

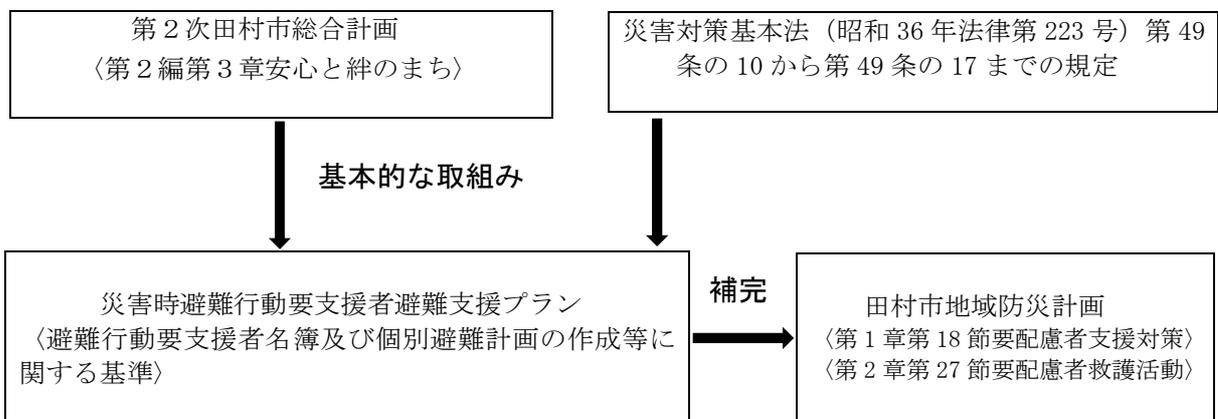
(2) 国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法の一部を改正し、同年8月の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改訂し、市町村に次の事項を義務づけた。

- ① 避難行動要支援者名簿の作成
- ② 個別避難計画の作成
- ③ 個人情報保護に留意しつつ上記名簿等を活用して近隣による見守りや行政区、自主防災組織といった地域の力を活用し、地域における「共助」の支援体制を推進している。

(3) 市は、平成28年に策定した「田村市災害時避難行動要支援者避難支援プラン」において、要支援者名簿の作成や個別の避難計画作成などに取り組んできたが、今般の法改正など国・県の取組みに合わせて、現行のプランを見直し、避難行動要支援者の避難誘導等をより確かで、より実効性のあるものとなるよう改定するものである。

2 位置付け

要支援者の避難対策について、要支援者、避難支援者（行政区等）、行政防災機関の役割を明確にする。



3 基本方針

発災時における要支援者について、避難行動の困難性に配慮しながら、次の項目を目指すものとする。

- (1) 要支援者支援体制の整備
- (2) 要支援者情報の把握・共有
- (3) 個別避難計画の作成
- (4) 情報伝達体制の整備
- (5) 避難誘導・安否確認体制
- (6) 避難所における支援体制

4 用語の定義

(1) 要配慮者

障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、難病患者、日本語を十分理解できない外国人など、災害対応上配慮を必要とする者

(2) 避難行動要支援者

要配慮者（災害時要援護者）であって、自宅で生活している者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難のため特に支援を要する者で、次のいずれかに該当する者をいう。

- ①介護保険の要介護3以上の認定を受けている者
- ②身体障害者手帳1級又は2級の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）
- ③療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2に規定する小児慢性特定疾病の支給認定を受けた児童で避難行動時支援が必要な者
- ⑦概ね70歳以上の一人暮らし及び高齢者のみの世帯で、災害時の自力避難が困難な者
※同居家族がいる場合も、時間帯等によって高齢者のみとなる世帯については除外しない。
- ⑧他自治体から田村市に避難している要支援者
- ⑨自ら避難行動要支援者名簿への掲載を希望する者
- ⑩上記以外で市長が支援の必要を認めた者

(3) 避難支援者

要配慮者（災害時要援護者）の近隣に居住し、普段の声掛け、見守りや災害が発生した場合に、要配慮者（災害時要援護者）への情報伝達や安否確認、避難誘導等の支援を行う者をいう。

(4) 避難支援関係機関等

避難行動要支援者に対し、普段から見守りや相談等を通じて、避難行動要支援者の状況把握や避難支援者の確保等必要な体制の構築に努めるとともに、災害時に避難行動要支援者に対し、災害情報の伝達、安否確認及び避難支援等に携わる行政区（自主防災組織）、民生児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、及び消防団、警察等をいう。

(5) 福祉避難所

市指定避難所での生活が困難な人を救済する必要がある場合、協定により要配慮者を受け入れる避難所として福祉施設等が開設する避難所をいう。

(6) 指定福祉避難所

福祉避難所のうち、受入対象者等を指定し、公示された避難所をいう。

5 対象者の考え方

- (1) 本プランの対象者は、第1章4項(2)の要件に該当する者とする。
- (2) 同居家族がいる場合であっても時間帯等によって一人になるケース、介護者が高齢者のみのケース、医療機器の装着等により同居家族だけでは避難が困難なケース等もあることから同居家族がいることのみで対象者からは除外しない。
- (3) 個別避難計画の作成に当たっては、地域の特性、特に避難支援が可能な方等の状況を考慮して優先順位を定め、真に支援の必要な方について計画するものとする。

6 推進体制

(1) 要支援者の現状を把握するとともに、災害発生時の迅速かつ的確な避難支援体制を検討するため、「田村市災害時避難行動支援者連絡協議会」（以下「支援者連絡協議会」という。）を設置する。

(2) 支援者連絡協議会では下記事項について協議する。

- ① 災害時避難行動要支援者の避難支援プランの作成・更新に関すること
- ② 災害時避難行動要支援者の避難支援体制の整備に関すること
- ③ 災害時避難行動要支援者の避難支援に関する普及啓発に関すること
- ④ その他災害時避難行動要支援者の避難支援対策の推進に関すること

（参考）田村市災害時避難行動支援者連絡協議会設置要綱（平成26年5月20日告示第62号）

7 避難情報の種類

市は、災害時において、要支援者が避難行動を開始するための情報、又は支援者が要支援者への支援を開始するための情報として、災害の種類や規模、程度に応じて高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）を発令する。

(1) 避難情報の区分と市民等がとるべき行動

警戒レベル	状況	行動を促す情報	市民等がとるべき行動	
5	災害発生 又は切迫	緊急安全確保	命の危険、直ちに安全確保	市が発令
4	災害発生 又は切迫	避難指示	危険な場所から全員避難	
3	災害の 恐れあり	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等避難	
2	気象状況 悪化	大雨・洪水注意報	自らの避難行動を確認	気象庁が 発表
1	気象状況 悪化の恐れ	早期注意報	災害への心構えを高める	

(2) 地震災害時

警戒レベル	行動を促す情報	市民等がとるべき行動	
4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難 その他状況により市長が必要と認めるとき 	市が発令
3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 地震による火災の延焼、崖崩れ等の恐れにより二次被害の発生する恐れがある場合 その他状況により市長が必要と認めるとき 	

(3) 原子力災害時の避難指示の発令基準

行動を促す情報	市民等がとるべき行動	
避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 原子力緊急事態が宣言され、国より避難を指示された場合 500 μ Sv/h 以上が観測された場合 市長が、命民の生命、身体を保護する上で必要と認めた場合 	市が発令
屋内退避	<ol style="list-style-type: none"> 原子力緊急事態が宣言され、国より屋内退避を指示された場合危険な場所から全員避難 市長が、市民の生命、身体を保護する上で必要と認めた場合 	

第2章 要支援者の支援体制の整備

1 支援体制の整備

(1) 住民（避難支援者・要支援者含む）

災害発生時に一人ひとりがすべきことは「自分の命を守る（自助）」ことであり、過去の経験と逐次得られる情報を活かしながら、災害から身を守るすべ（知識と技能）を身につけ、避難行動時には、住民一人ひとりが自発的行動をとることが求められる。

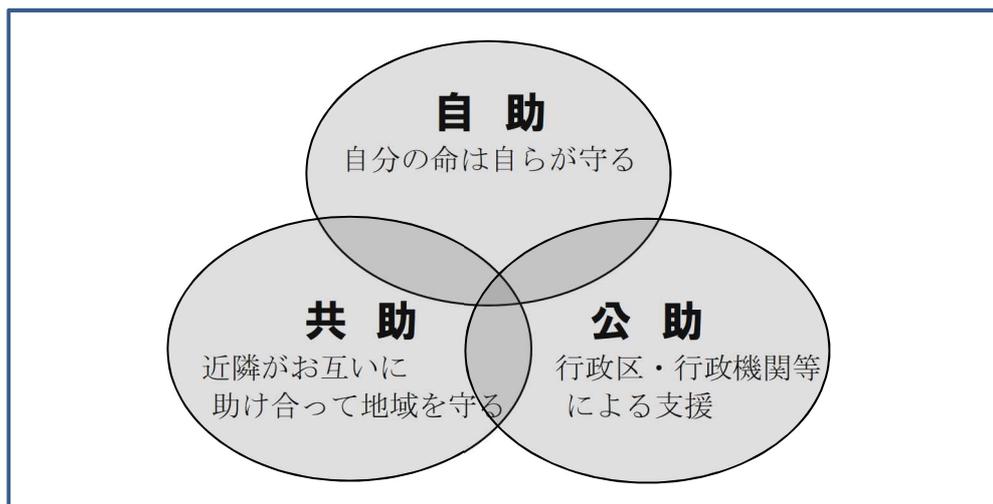
(2) 防災を担当する行政機関

災害情報の収集分析と的確な避難指示等の発信、避難所の確保と救援体制の整備が求められるほか、避難行動にあたって他者の支援を必要とする高齢者や障害者等のため、平常時においては要支援者の把握と支援計画の作成管理、支援者の育成や啓発・訓練に努めることが求められる。

(3) 民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、行政区、消防団等

日頃から地域における要支援者の所在や状態を把握するとともに、地域の支援ネットワークづくりを推進し、相互に連携、協力を図り、平常時より、地域の要支援者等に対する声掛けや見守りを行い信頼関係の保持に努め、災害時には協力して要支援者の避難支援を実施できる体制を整備することが求められる。

図1) イメージ図



2 市、関係機関・団体及び要支援者自身の役割

(1) 市の役割

- ① 防災意識（自助への取組み）を高揚するための啓発活動
- ② 要支援者の把握
- ③ 要支援者名簿と個別避難計画の作成及び管理
- ④ 災害や避難に関する情報の伝達体制の整備
- ⑤ 支援組織との協力関係の構築及び連絡体制の確立
- ⑥ 指定避難所における要支援者に配慮した設備の改善
- ⑦ 福祉避難所の確保
- ⑧ 自主防災組織の活動支援
- ⑨ 防災資機材の整備、救援物資等の備蓄
- ⑩ 要支援者の避難支援を含めた防災訓練の計画及び実施
- ⑪ 避難準備情報、避難勧告等の公表及び伝達
- ⑫ 災害時における要支援者の避難支援

- ⑬ 災害時における要支援者の避難状況の把握及び安否確認
 - ⑭ 避難所における要支援者の健康管理
- (2) 行政区（避難支援者含む）・自主防災組織の役割
- ① 要支援者の継続的な状況の把握及び調査への協力
 - ② 個別避難計画の作成・更新作業への協力
 - ③ 災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
 - ④ 支援組織との協力関係の構築及び連絡体制の確立
 - ⑤ 災害時における避難行動の支援
- (3) 民生児童委員の役割
- ① 要支援者の継続的な状況の把握及び調査への協力
 - ② 個別避難計画の作成及び更新作業への協力
 - ③ 災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
 - ④ 災害時における避難行動の支援
- (4) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割
- ① 個別避難計画の作成及び更新作業への協力
 - ② 施設利用者に対する避難支援計画の作成
 - ③ 災害時における高齢者等避難・避難指示等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
 - ④ 災害時における要支援者の臨時的受け入れ
 - ⑤ 災害時における緊急入所、ショートステイへの対応
- (5) 市社会福祉協議会の役割
- ① 個別避難計画の作成・更新作業への協力
 - ② 災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
 - ③ 支援組織との協力関係の構築及び連絡体制の確立
 - ④ 災害時における要支援者の安否確認への協力
 - ⑤ ボランティアの受け入れ及び派遣調整
- (6) 医療機関等の役割
- ① 入院者、来院者に対する避難計画の作成
 - ② 災害時における医療対応可能状況を把握するための調査への協力
 - ③ 災害時における負傷者の受け入れ、地域の緊急医療体制への支援協力
 - ④ 避難所における要支援者の健康管理への協力
- (7) 消防署・消防団の役割
- ① 災害時における避難準備情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
 - ② 支援組織との協力関係の構築及び連絡体制の確立
 - ③ 災害時における避難行動の支援及び救助
- (8) 警察署の役割
- ① 支援組織との協力関係の構築及び連絡体制の確立
 - ② 災害時における避難行動の支援及び救助
 - ③ 災害時における要支援者の安否確認への協力
- (9) 保健所、児童相談所の役割
- ① 市が行う要支援者を把握するための調査への協力
 - ② 個別避難計画の作成及び更新作業への協力

- ③ 避難所における要支援者の健康管理への指導・助言
- (10) 要支援者自身・介助する家族等の役割
 - ① 隣近所や地域の支援者等との関係づくり
 - ② 個別避難計画作成時の必要な支援内容の伝達
 - ③ 避難所等及び避難経路の事前確認
 - ④ 非常持ち出し品等の準備

第3章 要支援者情報の把握・共有

1 要支援者情報の把握

市は、要支援者の要件（「第1章4項用語の定義」）に該当する者を市の各部局、本人・家族等からの申出、行政区・自主防災組織及び各機関等からの情報提供等により把握する。
この際、福島県県中保健福祉事務所等の関係機関に情報の提供を求める。

2 避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害時の安否確認や避難誘導等の支援を円滑かつ迅速に行うため把握した情報を基礎として避難行動要支援者の所在や状態の確認を行い、避難行動要支援者名簿を作成する。
避難行動要支援者名簿（様式1）に記載する情報は、次のとおりとする。

- ① 要支援者の要件区分
- ② 氏名
- ③ 性別
- ④ 生年月日（年齢）
- ⑤ 行政区（住所）
- ⑥ 電話番号
- ⑦ 個別避難計画作成の有無
- ⑧ 備考

3 避難行動要支援者名簿の作成にあたって考慮する事項

- (1) 第1章4の(2)項の要件に該当する方のうち生活の基盤が自宅にあつて自ら避難することが困難な者とする。
- (2) 同居家族がいる場合であっても時間帯等によって一人になるケース、介護者が高齢者のみのケース、医療機器の装着同居家族だけでは避難が困難なケース等もあることから同居家族がいることのみで対象からは除外しない。
- (3) 行政区別避難行動要支援者名簿の作成
行政区、民生児童委員、消防団等が受け持つ地区範囲ごとに名簿を作成し、平時からの見守りや状況の確認等及び災害時の円滑・迅速な避難支援に活用する。

4 避難支援等関係機関・団体への要支援者名簿情報の提供

要支援者名簿は、市が行う避難支援等の実施のために活用するとともに、災害発生時の迅速な避難支援等の実施のため、要支援者本人から同意を得た上で、避難支援等関係機関・団体に提供する。
なお、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は本人の同意を得ないで、避難支援等関係機関・団体その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

5 要支援者名簿の取扱い及び管理

要支援者名簿に記載された情報の取扱いは、田村市個人情報の保護に関する法律施行令条例（令和5年3月17日条例第2号）によるほか、次のとおりとする。

- (1) 要支援者名簿の利用は、平常時における要支援者の現状把握と見守り、災害時における避難

場所への避難誘導と安否確認を行うことを目的とする。

(2) 要支援者名簿は、紙媒体により共有するものとし、必要以上の複製を禁止する。

(3) 支援者組織等は、要支援者名簿の提供を受けたときは、管理責任者を定め、施錠可能な金庫等に保管するなど適正な管理に努めるとともに、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- ①名簿情報の漏えいや拡散がないよう適切に管理すること。
- ②第三者へ名簿情報を提供しないこと。
- ③名簿情報は原則として複製及び転写をしないこと。
- ④平時における関係づくり及び避難支援活動以外の目的に使用しないこと。
- ⑤民生児童委員、行政区長、消防団は担当地域の名簿を保管する。

6 要支援者名簿の更新

要支援者名簿の更新は毎年4月1日を基準日として実施し、その際、旧名簿は市に返却する。また、年度途中において次の異動を把握したときは、随時、更新し共有する。

- ①要支援者に該当する者の転入・転出
- ②要介護認定等の変更
- ③要支援者の死亡・転出
- ④長期入院及び長期入院からの退院
- ⑤新たに第1章4の(2)の要件に該当する者

第4章 個別避難計画の作成

1 個別避難計画の作成

(1) 要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、避難行動要支援者名簿に掲載された要支援者ごとの個別避難計画(様式2)を作成する。

なお、同意が得られない場合でも、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織等が、要支援者に直接的に働きかけ、同意が得られるよう働きかける努力を続けるとともに、当該要支援者に対する避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮を行う。

また、個別避難計画を変更または廃止の場合は、個別避難計画変更届(様式3)によるものとする。

(2) 個別避難計画の作成にあたって留意すべき事項

地域の特性、特に避難支援に協力できる方等の状況を考慮するとともに、名簿に掲載された方の中でも対象者を絞り、真に支援の必要な者を優先して計画する。

2 避難行動要支援者台帳の作成

個別避難計画は、避難行動要支援者台帳(様式4)に登録し管理するものとする

3 個別避難計画の取扱い及び管理等

個別避難計画の取扱い及び管理、更新は、第3章の5の要支援者名簿の取扱い及び管理に準じるものとする。

第5章 情報伝達体制

1 避難情報の種類

市は、災害時において、要支援者が避難行動を開始するための情報、又は支援者が要支援者への支援を開始するための情報として、災害の種類や規模、程度に応じて高齢者等避難(警戒レベ

ル3)、避難指示（警戒レベル4）、緊急安全確保（警戒レベル5）を発令する。

2 要支援者への情報伝達

(1) 市は、防災行政無線など様々な情報伝達手段を確保し、発令された高齢者等避難（警戒レベル3）等が確実に要支援者及び支援組織等へ届くよう、情報伝達体制の整備に努める。

【情報伝達手段】

- ① 一斉情報（防災行政無線）
- ② 直接情報（広報車、行政区等）
- ③ 個別伝達（携帯端末等による緊急速報メール、SNS等）
- ④ 放送事業者（テレビ、ラジオ等）への情報提供
- ⑤ その他の迅速な伝達手段

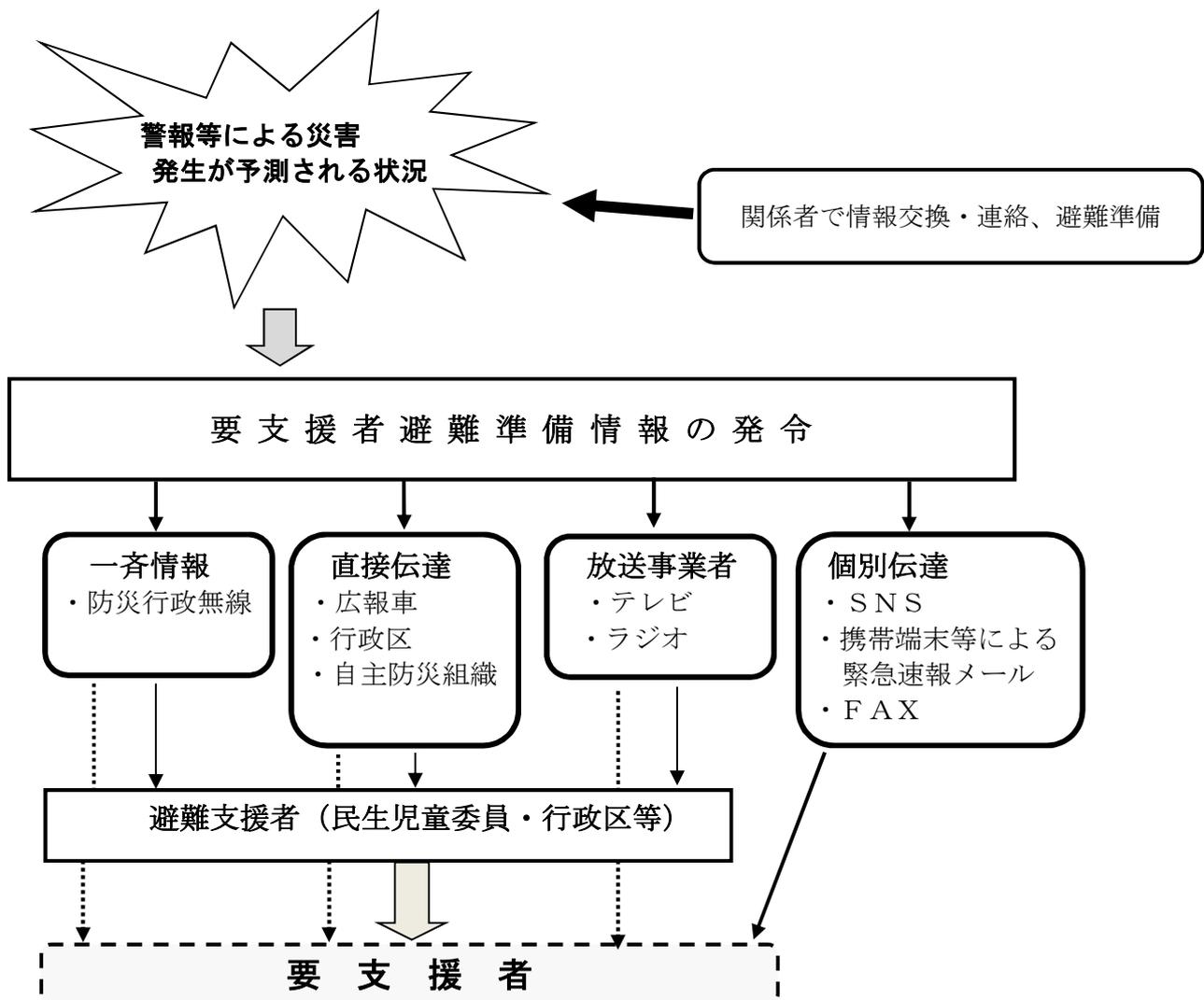
(2) 避難支援者、避難行動要支援者及びその家族に対し情報の速達及び各種情報の確実な入手の手段である「田村市ライン公式アカウント」、「田村市情報メール配信サービス」への登録・利用を推進する。

(3) 災害時における要支援者の支援を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じて行政区、自主防災組織、民生児童委員と協力して各行政区において避難行動要支援者マップを作成し、変更等があった場合には、第3章7項に準じて更新する。

(4) 多言語による情報提供体制の整備

日本語に不慣れた外国人に対して災害情報の伝達や相談業務を行うため、通訳ボランティアの登録制度を設ける等、翻訳や通訳に協力してもらえるボランティア等の確保に努める。

図2) 要支援者避難支援の情報伝達イメージ



第6章 避難誘導・安否確認体制

1 避難誘導の実施体制

- (1) 高齢者等避難（警戒レベル3）等を発令した場合は、市は防災行政無線や広報車等情報伝達手段により住民に周知する。
 - ① 支援者や支援組織等は個別避難計画に基づき、連携して要支援者の避難誘導を実施する。
 - ② 夜間や休日等で要支援者の同居家族が在宅している場合は、家族が要支援者を避難させることを原則とする。
- (2) 個別避難計画の作成にあたっては、家族と支援団体等との役割分担を明確にし、連携して対応することとする。
- (3) 災害の種類、規模、時間帯等に応じて、避難を求められる範囲や避難先等も変わることから、避難誘導の実施体制の検討に当たっては、次の事項に留意のうえ実効性を確保する。

①風水害

- ア 台風等の気象災害の場合は、事前の予報による準備がある程度可能であり、避難行動に時間的余裕がある。また、移動が困難な夜間を避け、昼間の移動を選択できる。
- イ 大雨により想定される浸水区域や土砂災害の発生区域などは、避難の対象となる区域が限定的となる。
- ウ 避難所は近隣に確保することが可能である。また、避難を求められる期間は短期間であることから、避難所における支援物資は食料、飲料水、医薬品、毛布等急場をしのぐものに限定される。

②大規模地震

- ア 発生と同時に被災することから、避難行動に即応性が求められる。
- イ 火災や崖崩れ等、二次災害の発生状況を考慮しながら、要支援者住居の被災状況等の安否確認を優先する。
- ウ 道路の寸断等による移動手段の制限も想定する。

2 安否確認情報の収集

(1) 要支援者名簿登載者の安否確認

高齢者等避難（警戒レベル3）等の発令に伴い、避難所及び福祉避難所を開設した時は、各避難所に安否情報収集窓口を設置し、避難者の受入名簿作成により要支援者の受入状況を確認するほか、親戚や知人宅等に避難している要支援者については、避難支援者からの報告により安否情報を収集する。

また、各避難所で収集した要支援者の安否確認情報は、災害対策本部で集約する。

(2) 支援者・支援組織等からの報告

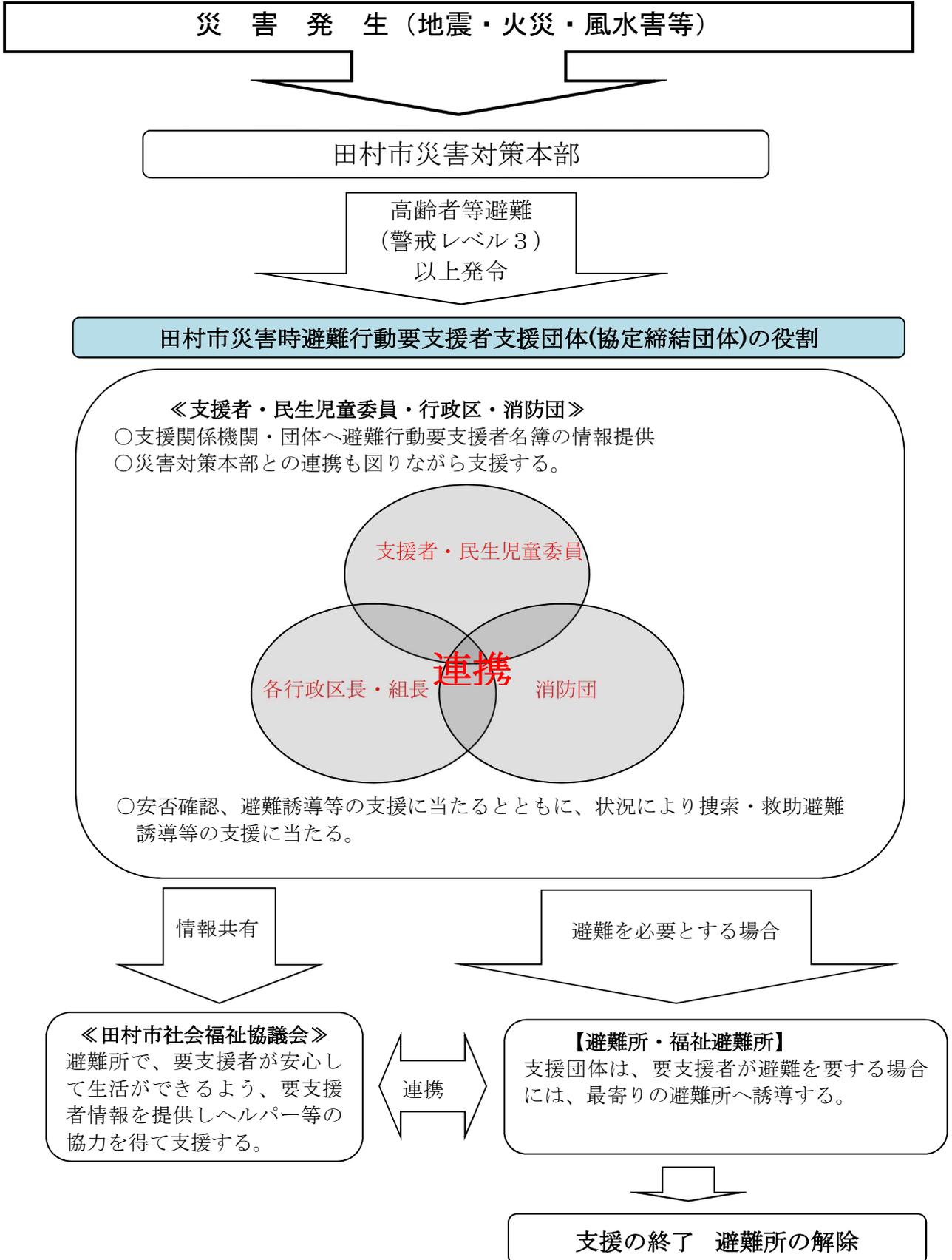
個別避難計画に基づき、連携して要支援者の避難誘導を実施した支援者や支援組織等は、避難所の安否情報収集窓口へ報告するほか、家族の対応等により避難誘導に至らなかった場合は、その内容を災害対策本部へ報告するものとする。

(3) 安否未確認者の対応

安否の確認できない要支援者については、警察または消防に安否確認を要請するほか、安否不明者に身体・生命に影響するような被害が予想される場合は、防災担当部局は警察や消防の協力を得て救出活動の態勢を整える。

図3) 災害時避難行動要支援者避難支援フロー

○災害発生時に、援護を必要とするひとり暮らし高齢者や障害者等の要支援者が迅速かつ的確に避難することができるよう、各支援団体等は以下のような取り組みにより対応する。



第7章 避難所等における支援体制

1 避難所における支援対策

(1) 避難所の開設

災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合において、市は地域防災計画に定める基準に基づき速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる態勢を整える。

また、避難所を開設したことについて、防災行政無線や広報車の情報伝達手段により住民への周知を図る。

(2) 避難支援者による支援

避難所の運営にあたっては、避難者の個々の実情に即した対応が求められることから、行政区長、民生児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティア等の避難支援者の協力を得て、要避難者に対しマンツーマンでの対応に努める。

(3) 避難所の環境整備

要支援者は、日常的に介護や介助を必要とする場合が多いことから、要支援者にも配慮した避難所の環境整備に努める。

- ① 間仕切り等によるプライバシーの保護
- ② トイレに近い場所に要支援者向けのエリアを確保
- ③ 車椅子が通行可能な通路の確保
- ④ 簡易ベッド、障害者対応型仮設トイレの配置
- ⑤ 知的障害者や精神障害者のための別室の確保
- ⑥ 成人向けおむつ交換場所の確保
- ⑦ 視聴覚障害者等の情報取得が困難である者への確実な情報伝達

2 福祉避難所

(1) 指定福祉避難所の指定

通常の利用者では避難生活が困難な要支援者のため、内閣府令で定める基準に適合する指定福祉避難所及び介護事業者等との協定により設置されるものを指定福祉避難所として指定する。

(2) 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者とする。

具体的には、高齢者、障害者の他、妊産婦、乳幼児、医療的ケアを必要とする者、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその家族とする。

(様式1)

避難行動要支援者名簿

要件区分	ふりがな 氏名	性別	生年月日	年齢	住 行政 区 名 所	電話番号	個別避難計画 作成の有無	考 備
		男・女	T・S・H・R 年 月 日				
		男・女	T・S・H・R 年 月 日				
		男・女	T・S・H・R 年 月 日				
		男・女	T・S・H・R 年 月 日				
		男・女	T・S・H・R 年 月 日				
		男・女	T・S・H・R 年 月 日				
		男・女	T・S・H・R 年 月 日				
		男・女	T・S・H・R 年 月 日				

(様式2)

個別避難計画

田村市長 様

私は、災害が発生した場合には支援を必要とするので、この計画の作成に同意します。

この個人情報は、災害時における避難支援とその前提となる平常時からの見守りのため、市、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、行政区、消防団及び関係機関が共有・活用することを承諾します。

また、この個別避難計画は、災害時の避難行動支援が必ずなされることを保証するものではなく、避難支援者が法的な責任や義務を負うものではないことを承諾します。

令和 年 月 日

氏 名 _____ 印

記入日 令和 年 月 日

整理番号		作成者			
行政区		民生委員	TEL		
対象者氏名	(男・女)		生年 月日	T・S・H・R 年 月 日	
住 所	田村市		TEL		
			FAX		
避難行動要支援 の区分	1 高齢者 : ひとり暮らし高齢者・寝たきり高齢者・認知症高齢者・高齢者のみの世帯 2 障害者 : 視覚・聴覚・肢体不自由・内部障害・知的・精神 3 難病患者 : ()・人工透析患者 4 上記以外の掲載希望者				
必要とする支援	1. 避難情報を伝えてほしい 2. 避難する時に介助してほしい 3. その他 ()				
緊急時の家族等の連絡先					
氏名	続柄	住所	TEL		
			FAX		
氏名	続柄	住所	TEL		
			FAX		
家族構成・同居状況等		居住建物の構造			
		普段いる部屋			
		寝室の位置			

特記事項（日中・夜間・休日の同居家族の状況を記載）			
かかりつけ病院等	医療機関：	住所：	TEL：
使用薬・必要な医療器具等			
担当している介護保険事業者・連絡先等			
緊急通報システム	あり ・ なし		
避難支援者			
氏名	関係	住所	TEL FAX
氏名	関係	住所	TEL FAX
避難情報の伝達者	氏名・連絡先		
避難情報の問合せ先			
特に想定される災害と留意事項等 1 水 害 2 土砂災害 3 地震災害 留意事項：			
その他（特に記載すべき事項）			
避難場所 の名称		避難場所 の連絡先	
居宅から避難所までの略図・避難経路における注意事項等を記載			

(様式3)

個別避難計画（変更・廃止）届出書

田村市長 様

私は、個別避難計画について、次のとおり（変更・廃止）がありましたので届け出ます。

令和 年 月 日

氏 名 _____ 印

記入日 令和 年 月 日

整理番号		作成者			
行政区		民生委員	TEL		
対象者氏名	(男・女)		生年 月日	T・S・H・R 年 月 日	
住 所	田村市		TEL		
			FAX		
変更事項	変更前		変更後		
廃止事項 (理由)					

(様式4)

田村市 災害時避難行動要支援者 台帳

番号							
行政区		民生委員					
要支援者	氏名	生年月日				年齢	性別
		電話					
	携帯電話						
住所							
避難行動要支援者の区分	1高齢者:	ひとり暮らし高齢者			認知症高齢者		
		寝たきり高齢者			その他高齢者 ()		
	2障害者:	視覚			内部障害		
		聴覚			知的		
		肢体不自由			精神		
		その他障害者 ()					
3難病患者:	()			人工透析患者			
4上記以外	()						
必要とする支援	1 避難情報を伝えてほしい						
	2 避難する時に介助してほしい						
	3 その他(車いすのため数人の介助をお願いしたい)						
緊急時の優先連絡先	1 氏名			続柄	住所		
					電話1	電話2	
	2 氏名			続柄	住所		
					電話1	電話2	
家族構成・同居状況等							
居住建物の構造							
普段いる部屋							
寝室の位置							
特記事項(日中・夜間・休日の同居家族の状況を記載)							
か病か院り等つけ	医療機関:				住所		
					電話		
使用薬・必要な医療器具等							

担当している介護保険事業者・連絡先等							
緊急通報システム							
避難支援者の 連絡先	1 氏名		関係		住所		
					電話1		電話2
	2 氏名		関係		住所		
					電話1		電話2
避難情報の伝達者	氏名				連絡先		
避難情報の問合せ先	田村市保健福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係				電話	0247-82-1115	FAX 0247-82-6003
留意するに 事災想定 等とさ	1 水 害	留意事項:					
	2 土砂災害						
	3 地 震						
その他(特に記載すべき事項)		※原子力災害が発生した場合にとるべき行動は別紙のとおり					
避難場所の名称					避難場所の連絡先		
居宅から避難所までの略図・避難経路における注意事項を記載							
備考:							

(別紙)

原子力災害が発生した場合にとるべき行動

◎屋内退避の指示が出た場合

(目的)

- ・壁や屋根などの遮へい物で放射線による外部被ばくを防ぐ。
- ・放射性物質からの距離をとることで内部被ばくと汚染を防ぐ。

(行動)

- ・自宅などの建物に入り、ドアや窓を全て閉め、換気扇やエアコンを止める。
- ・外から帰ってきた場合、顔や手を洗い、衣服を着替える。(脱いだ衣服はビニール袋に保管)
- ・自宅にある飲食物は、ふたやラップをして冷蔵庫等に保管する。
- ・ペットは屋内に入れる。
- ・テレビ・ラジオ・防災行政無線・インターネット等による行政機関からの指示に注意する。
- ・できるだけ窓から離れ、部屋の中央に移動する。
- ・地震等で屋内退避が困難な場合、近所の家や公共施設に避難する。

◎一時移転・避難指示が出た場合

(目的)

- ・放射線の影響を受けない場所まで移動し、放射性物質から距離をとることで被ばくや汚染を避ける。

(行動)

- ・一時移転又は避難の指示の対象区域を確認し、対象区域である場合、家族等の支援者に相談し避難の準備を行う。
- ・自家用車で避難する場合は「避難退域時検査場所」、「避難先」を確認する。
- ・市で準備するバス等で避難する場合は、「一時集合場所(バス等に乗る場所)」「集合時間」、「避難先」を確認する。

◎避難時に携行する物を準備する。

- ①現金、通帳、印鑑などの貴重品
- ②着替え、懐中電灯、ラジオ、携帯電話(充電器)
- ③薬、介護用品、非常用食料、飲料水、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器など
- ④放射性物質が体に付着したり、吸い込んだりすることを防ぐ服装

【資料 1】

災害時避難行動要支援者避難支援プラン策定の経過

平成 17 年	3 月	災害時要援護者の避難支援ガイドライン策定
平成 18 年	3 月	災害時要援護者の避難支援ガイドライン改訂
平成 22 年	6 月	田村市災害時要援護者の避難支援プラン策定
平成 23 年	3 月	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生
平成 24 年	6 月	災害対策基本法の改正
平成 25 年	3 月	災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書公表
平成 25 年	6 月	災害対策基本法の改正
平成 25 年	8 月	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針策定
平成 28 年 1	1 月	田村市災害時避難行動要支援者避難支援プラン策定
令和 3 年	5 月	災害対策基本法の改正（避難勧告の廃止等）
令和 3 年	7 月	田村市地域防災計画の改正（第 4 版）
令和 4 年	5 月	田村市災害時避難行動要支援者避難支援プラン改定 （避難勧告の廃止等）
令和 4 年 1	2 月	田村市災害時避難行動要支援者避難支援プラン改定 （個別避難計画に係る様式の修正・追加等）
令和 5 年	6 月	田村市災害時避難行動要支援者避難支援プラン改定 （避難指示等の発令基準の修正・原子力災害時の避難指示の発令基準の 追加等）
令和 6 年	5 月	田村市災害時避難行動要支援者避難支援プラン改定

【資料2】

田村市災害時避難行動支援者連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 災害時に支援を必要とする者(以下「災害時避難行動要支援者」という。)の現状を把握するとともに、災害発生時の迅速かつ的確な避難支援体制を整備するため、田村市災害時避難行動支援者連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 災害時避難行動要支援者の避難支援プランの作成・更新に関すること。
- (2) 災害時避難行動要支援者の避難支援体制の整備に関すること。
- (3) 災害時避難行動要支援者の避難支援に関する普及啓発に関すること。
- (4) その他災害時避難行動要支援者の避難支援対策の推進に関すること。

(構成)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる関係団体等のうちから市長が委嘱する。

- (1) 田村市行政区長会
- (2) 田村市民生児童委員連絡協議会
- (3) 田村市身体障がい者福祉会
- (4) 介護施設
- (5) 田村市社会福祉協議会
- (6) 田村市老人クラブ連合会
- (7) 医師会及び歯科医師会
- (8) 田村市消防団
- (9) 郡山地方広域消防組合田村消防署
- (10) 田村警察署
- (11) その他の福祉団体及びボランティア団体等

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明させ又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、高齢福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。